



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	情報戦争としての日露戦争（2）－参謀本部における対ロシア戦略の決定体制 1902～1904年－
Author(s)	佐藤, 守男; SATO, Morio
Citation	北大法学論集, 51(1), 149-191
Issue Date	2000-06-21
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15003
Type	departmental bulletin paper
File Information	51(1)_p149-191.pdf



情報戦争としての日露戦争（二）

—— 参謀本部における対ロシア戦略の決定体制 一九〇二年～一九〇四年 ——

佐藤守男

目次

はじめに

第一章 日本陸軍と日英軍事協商

第一節 日英軍事協商の成立契機

第二節 日本陸海軍の基本的交渉方針

第三節 日英軍事協商の成立

一 日英陸海軍代表者会議

(一) 開催までの経過

(二) 会議の開催

(三) 軍事協商の内容

二 軍事協商の意義

(一) 協約書の裁可

(二) 参謀総長の意見

(三) 軍事協商の意味

第二章 日本陸軍の対露情報活動

第一節 参謀本部

一 機構の変遷

二 日露開戦前の情報機構

第二節 情報収集組織

一 参謀本部第一部

二 在外公使館付陸軍武官

三 外国駐在員および海外派遣者

第三節 情報収集

一 情報報告

二 現地偵察

第三章 開戦前の対露情況判断

第一節 参謀本部の対露情報資料

(以上、五〇卷六号)

(以上、本号)

- 一 師団長会議
- 二 参謀長会議
- 第二節 参謀本部の対露情報見積り
 - 一 戦力
 - 二 兵站（輸送力）
 - 三 勝算
- 補章 開戦前のロシア陸軍
 - 一 部隊組成
 - 二 部隊運用
 - 三 部隊充足
- 終章 情報活動の日露比較―むすびにかえて―
 - 第一節 観戦武官団
 - 一 外国観戦武官
 - 二 情報活動の評価
 - 第二節 ロシア陸軍省の情報活動
 - 一 陸軍省の機構
 - 二 日露開戦前のロシア軍情報組織
 - 第三節 クロパトキン將軍
 - 一 情報収集
 - 二 対日情報見積り

本節では、主として福島安正陸軍少将（日本陸軍代表）直筆の、大山参謀総長に対する報告書に基づき、ロンドンにおける日英陸海軍代表者会議（軍事協商本交渉）の開催経緯、会議の模様および協議の内容に言及する。

次いで、軍事協商協約書の裁可に至る手順に着目し、参謀本部の対露戦略の中で日英軍事協商の意義を位置付ける。

一 日英陸海軍代表者会議

(一) 開催までの経過

大山参謀総長は一九〇二（明治三五）年五月一四日の横須賀予備会談の翌一五日、英国エドワード七世戴冠式に天皇名代として出席する小松宮殿下の随行員の名目⁽¹⁾で、参謀本部第二部長福島安正陸軍少将を英国へ派遣し、日英軍事協商の交渉にあたらせることを決定した。参謀本部総務部長井口省吾少将は「五月一五日（水）、福島少将俄カニ英国派遣ヲ命セラル」と、その日記に記している。⁽²⁾「俄カニ」とあるのは同少将着任後、一〇日後の出来事であったため、唐突に感じられたものと思われる。

田村参謀次長は同年五月二二日、福島少将に付与する訓令を起草し、⁽³⁾総長決裁後、同訓令は寺内陸相によつて発令された。

貴官ハ英国軍事当局者ト会见ノ際左ノ主旨ニ從ヒ商談スヘシ

- 一 商談スヘキ作戰方針ハ別紙ニ捫ルヘル
- 二 作戰地域ノ範圍ハ本協商ニ基キ極東ニ局限スヘシ
- 三 英国ヨリ出兵ニ際シ援助シ得ヘキ船舶ノ噸数及該船舶ノ下ノ関ニ集中シ得ヘキ時日ノ件
- 四 英国ヨリ極東ニ出兵シ得ン陸兵数及其發送時日ノ件
- 五 海軍ノ事ニ関シテハ伊集院海軍少將ト協議スベシ⁽⁴⁾

この訓令の骨子は、左記の五項目から成っている。

- ① 作戰方針
- ② 作戰地域
- ③ 英国の支援輸送船団
- ④ 英国陸軍の援軍
- ⑤ 海軍事項

さらに、福島の出発当日の翌二三日、寺内は大山に対し、「別紙写之通福島少將へ訓示ス旨此段及通牒候也⁽⁵⁾」として、次のような訓示が福島に付与されている。

「英国軍事当局者ト商議スルニ方リ帝国海軍ノ事ニ関シテハ伊集院海軍少將ヲシテ其任ニ当ラシメ貴官ハ同少將ト和衷協同シ其作戰ニ陸海軍ノ別アリト雖ドモ帝国カ外ニ向テ達セントスル宏遠ノ目的ニ至テハ彼此一貫相違ナルコト

ナキヲ思ヒ公明自ラ持シ以テ能ク其重任ヲ尽サンコトヲ勉ムヘシ⁽⁶⁾

参謀本部が「訓令」以外に特別な「訓示」を起案し、陸軍大臣名で福島に与えると同時に、山本海軍大臣にも、この「訓示」を通報している。これは、英国において福島が日本陸海軍の代表と見なされるかも知れないという山本の懸念を解くための処置であつたと解される。この措置は、海軍に対する参謀本部側の配慮を滲ませている。それと同時に、それは、陸海軍の結束が当時から一枚岩でなかつた証左でもあつた。

福島安正陸軍少将はこの時、寺内陸相および山本海相と同輩の五〇歳で、英語に堪能な陸軍随一の情報幕僚であつた。ロンドンで待つ宇都宮駐在武官にとつても、福島少将の来英はわが意を得たりの感があつたに違いない。福島はその経歴、識見からみても、陸軍が英国へ送る交渉代表として最適任者であつた。福島直筆の「竜動会議始末報告」⁽⁷⁾が残されているので、その史料に基づき日英陸海軍代表者会議出席までの足取りを追つてみたい。

一九〇二(明治三五)年五月二三日、福島はカナダ汽船会社の「エムブレイス・オブ・ジャパン」号で横浜を出港した。その後の行程は、下表の通りであつた。

福島は六月一九日、到着後のロンドンの模様について「戴冠式ノ準備ニ雑踏ヲ極メ数十万人ノ内外国人ハ街巷ニ充塞シ官民只タ此事ニ忙殺セラルル有様ナルヲ以テ当局者ニ普通ノ訪問ヲ為セシノミニテ未タ商議ノ端緒ニ就カス所謂戴冠週ノ経過スルヲ待タント⁽⁸⁾

月 日	行 動	内 容
6月3日	バンクーバー入港	
6月4日	バンクーバーを列車で出発	ロッキー山脈東方が豪雨のため、線路が損壊し、前日に列車転覆事故発生、予定が大幅に遅延。
6月10日	ニューヨーク着	
6月11日	ニューヨーク出港	汽船「セントルイ」号に乗船。
6月19日	ロンドン到着	7昼夜、大西洋を航海。

セリ」⁽⁹⁾と大山参謀総長に報告している。この日、福島は早速、宇都宮駐在武官より、これまでのイギリス側との接触の内容を聞き、あわせて、諜報局作戦部長オルタム中佐との図上演習について「仮令個人間ノ研究ニ過サル考ヲ以テ為シタルニモセヨ注意スヘキ事項多カルベキヲ思ヒ詳細宇都宮少佐ニ尋問セシ」⁽¹⁰⁾として詰問している。これは恐らく、田村参謀次長から福島に特命が出され、宇都宮の逸脱を軌道修正するよう指示されていたものと思われる。なお、福島の「竜動会議始末報告」によれば、図上演習における宇都宮の見解は左記の四項目であった。

- ① 日本の短期動員能力は三〇万である。
- ② 作戦目標は満州ハルビンである。
- ③ 日本は英国陸軍の増援に期待しない。
- ④ 日本は英国に輸送船および軍資金を期待する。

これに対し、オルタム中佐の発言要旨は、次の二点であった。

- ① 英国は安南および東京^{トシキウ}方面の作戦に対し、日本陸軍混成一コ旅団の援軍を依頼する。
- ② 日英連合陸海軍の指揮権は陸軍に関しては日本、海軍については英国に委ねる。

福島は以上のような両者の個人見解を、飽くまでも参考意見として聴取し、「日英連合軍大作戦方針」に基づく自らの腹案を練っていたに違いない。

福島の報告書は、⁽¹¹⁾各事象が日別に記載されているので、それに基づいて会議開催までの経過を、以下に整理する。

(六月二〇日【火】)

福島はオルタム中佐とクラブで会食して、次のような会話を⁽¹²⁾取り交わしている。オルタム中佐は英国陸軍有数の情報

参謀である。この時、同中佐は、陸軍謀報局長ニコルソン中将のもとで戦略課長として、帝国防衛計画の立案を担当していた。

オルタム中佐・貴官ハ謀報局長ニコルソン中将ニ面会シ商議スルノ希望ヲ有セラルルカ中将ハ頼リニ貴官ノ到着ヲ待チ日英ノ連合作戦ニ関スル要務ヲ協議スルヲ希望シ居レリ

福島少将・本官モ同様ノ希望ヲ有シ且ツ貴国ノ当事者ト商議スルヲ得ヘキ権能ヲ有シ居レリ只タ目今ハ官民共ニ戴冠式ノ準備ニ日モ亦タ足ラザル様子ナレバ此一週ヲ経過セシ後チ緩々協議ヲ尽シタキ希望ナリ又貴官モ知ラルル通り事ハ最モ機密ヲ要スルヲ以テ商議ノ際ニ相会スル者ハ責任アル両国ノ陸海軍委員ニ限りタシ是等ノ希望ヲ予メ貴官ヨリニコルソン中将ニ含メ置カレタシ

オルタム中佐・貴意ヲ領セリ英国ノ陸軍ヨリハ謀報局長ニコルソン中将委員ニ任命セラルベシ貴官ハ貴国ノ公使ヲ經テ我外務大臣ニ公文ヲ發セラレルベキヤ

福島少将・否ナ第一回会議ハ既ニ我横須賀ニ於テセリ而シテ竜動ニ於テ開カルベキ第二回ノ会議ニ付テハ東京駐紮ノ貴国公使ヨリ貴国ノ外務大臣ヘ報告アリシ筈ナルヲ以テ本官ハ別ニ公文ノ交換ヲ為ササル考ナリ且ツ陸海両軍連合作戦ノ要領ハ我横須賀ニ於テ其議ヲ尽シタルヲ以テ此ニ開カルベキ會議ハ陸海軍各別ニ商議スル方、便利ナラント思考ス云々

福島⁽¹³⁾の念頭には陸海軍個別の会議開催があり、「大ヒニ顧慮スル所アリテ特ニ話シ置タリ」と認めている。ここで、福島が会談を申し入れているニコルソン中将とは英国陸軍省動員・謀報局長であり、日露戦争当時、英国観戦武官とし

て、日本軍に従軍した将官の一人である。

（六月二三日〔金〕）

福島はオルタム中佐から文書を受け取っている。それによれば、同中佐はニコルソン中将に福島の見解を報告した所、ニコルソンは海軍省と協議し、戴冠式後に会議の日程を調整して福島の了解を得たいということであった。

（六月二四日〔土〕）

この日、エドワード七世の急病により、戴冠式の延期が発表された。そのため、福島はオルタム中佐に対し、会議の開催を繰り上げ、会議までに前以て調整しておきたいと、文書で伝えた。

（六月二五日〔日〕）

オルタム中佐は福島に返書を送り、英国政府が戴冠式の延期に関係なく、会議の開催を希望しており、ニコルソン中将も政府の最終決定を待っている事を通報してきた。

（六月二六日〔月〕）

福島はこの日、ロンドンから列車で、二日前にポーツマスに入港した伊集院海軍少将⁽¹⁴⁾を訪ね、英国到着後の経過を伝えるとともに、来週の会議に備えて、次の三点を協議している。⁽¹⁵⁾

① 陸海軍指揮権問題ノ出タル時ハ之ニ応セス他日ノ為メニ余地ヲ存シ置ク事

② 陸海軍各別ニ会議ヲ開クノ方針ヲ取ル事

③ 責任者ノ外会議ニ列セシメザル事

なお、福島は以上の三項目について英国当局者との間で、事前に調整しておくことを確約し、ロンドンに帰っている。

(六月三〇日〔金〕)

オルタム中佐はニコルソン中将の命により、福島宛てに左記内容の文書を送り、福島の同意を求めている。

①ニコルソン中将およびカスタンズ海軍少将は会議の準備を終了した。

②次週の火曜日、七月四日午前一一時、ウインチェスター館（陸軍省別館、諜報局の所在場所）において会議を開催したい。

③会議には陸軍から書記官としてオルタム中佐、海軍側も同様に幕僚一名を参加させたい。

④最初の会議は陸海軍連合作戦問題を討議するための合同会議としたい。

(七月一日〔土〕)

福島は、再びポーツマスに伊集院を訪ね、会議の開催日程・要領等、英国側の要望を伝えた。しかし、伊集院は七月四日当日、駐英林公使を訪英艦隊に招待することになっており、それ以外の開催日を希望した。

(七月二日〔日〕)

福島はこの日、日本側の事情を認め、会議開催の順延と英国側の会議要領の了承を伝えるために宇都宮少佐を英国陸軍省へ差遣した。その際、福島は英国陸軍総司令官ロバーツ元帥およびブロード・リック陸軍大臣への表敬訪問の調整を、宇都宮に指示している。

これに対し、英当局の返答は、七月七日の午後三時に会議開催を要望し、書記官として宇都宮少佐の出席を歓迎するというものであった。

(七月三日〔月〕)

福島は七月七日の会議開催に同意する旨、英国側に返書を送った。なお、この日午前一〇時四五分、小松宮彰仁親王

殿下が英国皇太子の見送りを受け、ロンドンからパリへ向かったことを、福島は書き添えている。

（七月七日「金」）

福島は午前一一時三〇分、陸軍大臣およびロバーツ元帥を、陸軍省に表敬訪問した。

福島少将がロンドン入りしてから約二〇日後、漸くにして日英陸海軍代表者会議開催の運びとなった。一九〇二（明治三五）年五月一四日の横須賀予備会談から数えて五〇日以上が経過している。

ここで、日本軍部代表を接遇した英国側の、主として陸軍省（War office）の機構、性格などを明らかにし、それによって、英国軍部当局の代表者会議にかけた意気込みを検討しておきたい。

一九世紀末から二〇世紀初頭にかけて、英国陸軍省の組織改編が頻繁に行われた。ボーア戦争（一八九九〔明治三二年一〇月〕—一九〇二〔明治三五〕年五月）の最中、一九〇一（明治三四）年末に大規模な機構改革が実施され、諜報局（Intelligence Division）と動員局（Mobilization Division）が合併された。⁽¹⁶⁾この新組織の名称は動員・陸軍諜報局（Department of Mobilization and Military Intelligence）となり、その局長には陸軍中將が補職され、従来の諜報局よりも格上げされたのである。⁽¹⁷⁾つまり、最高司令官局（Department of Commander-in-Chief）に配置されていた諜報局が独立し、陸軍省内の侍従将官局（Adjutant General's Department）、参謀次長局（Quartermaster General's Department）、工兵監察将官局（Department of the Inspector General of Fortification）、兵站将官局（Department of the Director General of Ordnance）などの各局と同格になった訳である。⁽¹⁸⁾

新局長（Director General of Mobilization and Military Intelligence）に任命されたのが、W・G・ニコルソン陸軍中將であり、その職責は、次の通りであった。⁽¹⁹⁾

・ 防衛、部隊編制および動員計画の立案

・ 攻撃作戦要綱の作成

・ 外国、植民地および占領地の軍事地誌、資源、兵力組成に関する情報収集とその配付

英国軍には当時、固定組織としての参謀本部 (British General Staff) は存在していなかったが、その機能を果たしていたのが動員・陸軍諜報局であったと言えよう。

ニコルソンはポア戦争終結後、恒久的諜報機関の創設構想を主張したが、政府側に受け入れられずに一九〇四年 (明治三七) 年二月、局長職を更迭されている⁽²¹⁾。駐日英国公使館付陸軍武官チャーチル中佐を筆頭に、英国将校団の多くが日本陸軍を過小評価していた。その中であって、陸軍最高司令官ロバーツ元帥は日本軍の対露勝利を予言していた⁽²²⁾。ニコルソン諜報局長とロバーツ元帥との判断不一致が局長更迭の一因であったとも考えられる。その直後、ニコルソン陸軍中將は、英国陸軍武官団長として日露戦争に従軍し、一九〇五 (明治三八) 年一月に日本を離れている⁽²³⁾。

ニコルソン中將の片腕として、日英軍事協商に深く関与したオルタム陸軍中佐 (のち中將) も又、英国陸軍情報機関の逸材であった。同中佐は一八九六 (明治一九) 年六月当時、陸軍省諜報局・B課長 (Head of B) として植民地、保護国および勢力圏等の情報収集活動に従事していた⁽²⁴⁾。そして、オルタムはポア武力紛争の勃発を、早くから予見して、自らも一般旅行者に変装して南アフリカに潜入し、ポア軍兵力・兵站組成および作戦地誌などの情報収集にあたる⁽²⁵⁾。

一方、英国海軍代表のカスタンス海軍少將 (Rear Admiral R.N.Custance) は一八九九 (明治三二) 年に海軍諜報局長 (Director of Naval Intelligence Department) に任命されている⁽²⁷⁾。カスタンスも又、海軍情報畑の生え抜きで、一八八七 (明治二〇) 年当時の初代諜報局長ホール海軍大佐 (Captain W.H.Hall) の代理 (Deputy) を務めていた⁽²⁸⁾。カスタンス

は、諜報局長就任と同時に英国海軍戦略の再構築に辣腕を振るっている⁽²⁹⁾。

以上のように、英国陸海軍当局は参謀本部とも言うべき中枢機関の各主任幕僚を、日英陸海軍代表者会議に出席させたのである。このことによって、福島は英陸軍情報機関のトップに出会えることができ、その機構、活動をつぶさに観察して、強い信頼関係を勝ち得たものと思われる。このことは恐らく、日本陸軍が、そして福島自身がじ後、権威ある英国情報当局との太いルートを築く上で、重要な意味をもつことになったに違いない。

なお、英国陸軍諜報局関係資料（付図一～付図八）は、「参考」・「資料二」として添付した。

（1）小松宮彰仁親王の随行員には、次の名前がみられる。

三宮式部長

中山宮中顧問官

長崎調度局長

丹羽式部官

侍従武官・井上良智海軍大佐

柴五郎陸軍砲兵中佐

黒澤源三郎陸軍歩兵中佐

子爵・稲葉式部官

東京帝国大学医科大学・土肥慶蔵教授

五十君弘太郎陸軍歩兵少佐

西郷従徳陸軍歩兵少尉

（陸軍省文書「壹大日記」〔明治軍事史・下〕（原書房、一九六六年）一一九八頁）。

なお、英国皇室に対する贈呈品（美術工芸品）は二万円（時価約一億六〇〇〇万円）であった（『東京朝日新聞』一九〇二〔明治三五〕年三月四日）。

- (2) 『井口日記』明治三五年備忘録（防衛研究所戦史部所蔵）。
- (3) 「訓令」の右上白部に田村参謀次長の起案に関する添書があり、田村の押印が残されている（『関係書類』）。
- (4) 「訓令」一九〇二（明治三五）年五月二日付、寺内陸軍大臣から福島陸軍少将宛（『関係書類』）。
- (5) 「総機秘第六号」一九〇二（明治三五）年五月二三日付、寺内陸軍大臣から大山参謀総長宛（『関係書類』）。なお、この文書の左空白部に「福島少将ノ派遣ヲ陸海軍ノ代表者ト為スヤノ懸念海軍ニ在リシ為メ此訓示ヲ与タリ」という書込みがある。
- (6) 「福島少将派遣手続メモ」（『関係書類』）。なお、この特別訓示は井口総務部長が田村参謀次長の指示により、退出時限後に起案したものである（前掲『井口日記』）。
- (7) 一九〇二（明治三五）年七月二日、福島が大山参謀総長への報告のために作成した文書で、防衛研究所戦史部に保管されている。この報告書が、福島の直筆であると鑑定した根拠は一九〇四（明治三七）年末、満州軍参謀当時、福島が書き残した「バルチック艦隊東洋回航時期ノ判断」（鳥貫重節『戰略・日露戦争下』〔原書房、一九八二年〕四五四頁）という文書中の文字「解纜」の筆跡が一致したからである。以下、「始末報告」と略す（参考）：「史料」参照。
- (8) 戴冠式は次週の月曜日、六月二六日に予定されていたので、それまでの一週間を指したものと思われる。
- (9、10、11、12、13) 「始末報告」（『関係書類』）。
- (14) 『東京朝日新聞』一九〇二（明治三五）年六月二五日。
- (15) 「始末報告」（『関係書類』）。
- (16) C.M. Andrew, *Secret Service: The Making of the British Intelligence Community* (Heinemann, 1985), p.31.
- (17) T.G.Fergusson, *British Military Intelligence 1870-1914: The Development of a Modern Intelligence Organization* (London, 1984), p.116
- (18) *Ibid.*, p.108.
- (19) *Ibid.*, p.116.

- (20) *Ibid.*
- (21) Andrew, *op. cit.*, p.32.
- (22) Ferguson, *op. cit.*, p.214.
- (23) 梅溪昇編『明治期外国人叙勲史料集成・第四卷』（思文閣出版、一九九一年）一八七頁。
- (24) Andrew, *op. cit.*, p.28.
- (25) 一八九八（明治三一）年九月二一日付けオルタム少佐（当時）の覚書。
「トランスバル（Transvaal）は最近二年間、英国との紛争に対抗し得る軍備を固めている。我々は戦争勃発に際し、まず第一に、決定的な数的劣勢に立たされ、しかも長大な戦線防御を余儀なくされる。又、国境地帯における多くの不平分子との対決も予想される。いずれにせよ、本国もしくはインドからの増援部隊が到着するまでに、一カ月から六週間が経過するに違いない」（Ferguson, *op. cit.*, p.101.）。
- (26) Andrew, *op. cit.*, p.30.
- (27) Ian Nish, "Naval Thinking and the Anglo-Japanese Alliance 1900-1904," *Hogaku Kenkyu*, vol. 56, No.3 (KEIO University, 1983), 971.
- (28) Andrew, *op. cit.*, p.14.
- (29) Nish, *op. cit.*, p.972.

(二) 会議の開催

一九〇二（明治三五）年七月七日、日英陸海軍代表者会議がイギリス陸軍省の別館、ウインチェスター館において開催された。会議は、福島が考えていたような陸海軍の個別会談形式にならず、初日は陸海軍合同会議、その翌日に陸軍会議が行われた。福島の「始末報告」⁽¹⁾に基づきながら、両会議の模様を明らかにしたい。

説 ア 陸海軍合同会議（七月七日）

福島および伊集院兩將軍は午後三時、ウインチェスター館の会議室へ入った。伊集院海軍少將の隨行者は、公使館付海軍武官玉利大佐と常備艦隊參謀財部少佐であつた。そのため、ニコルソン中將は、直ちに諜報局日本軍事担当ビーチ少佐を會議に出席させ、事前調整の不備を漂わせた。會議の出席者は、次の通りである。⁽²⁾

（英國代表）

サー W. G. ニコルソン 陸軍中將（上級勲爵士）

(Lieut. General Sir W. G. Nicholson, K. C. B.)

R. N. カスタンス 海軍少將（中級勲爵士）

(Rear Admiral R. N. Custance, C. M. G.)

（日本代表）

伊集院五郎 海軍少將

福島安正 陸軍少將

（英國側陪席者）

E. A. オルタム 陸軍中佐（參謀次長補佐官）

(Lieut. Colonel E. A. Altham, A. Q. M. G.)

G. A. バラード海軍中佐

(Commander G. A. Ballard, R.N.)

E. ビーチ陸軍少佐 (参謀次長補佐官付)

(Major E. Peach, D.A.Q.M.G.)

(日本側陪席者)

玉利親賢海軍大佐 (公使館付海軍武官)

宇都宮太郎陸軍少佐 (公使館付陸軍武官)

財部彪海軍少佐 (帝国日本海軍)

出席者一〇名が着席するや否や、ニコルソン中将が満州に対する作戦計画草案を読み始め、「作戦目標ハ哈爾濱ニシテ浦潮斯德拉去ルコト大約四〇〇哩ナリ云々⁽³⁾」と続けた。福島はニコルソンの発言を制止し、次のような遺り取りが両者間で交わされた。⁽⁴⁾

(福島少将)

「此草案ナルモノハ貴局ノ規画セラレシモノナルカ」

(ニコルソン中将)

「否ナ宇都宮少佐ヨリ承知セシヲ基準トセシモノナリ」

(福島少将)

「然ラバ此草案ハ単ニオルタム中佐ト宇都宮少佐トノ個人的研究問題ニ過キステ会議ノ問題ト為スニ足ラス此作戰ニ関シテハ別ニ討議ヲ尽シタシ」

福島はロンドン到着直後、宇都宮少佐からオルタム中佐との図上研究の内容を、詳細に聴取して宇都宮に注意を与えているが、ニコルソン中将が会議の冒頭、その内容を持ち出したことに驚きを禁じ得なかつたに相違ない。ニコルソンは福島に促されて、直ちに前言を撤回し、議事は陸海軍の協同作戰に移る。しかし、「議論兎角枝葉ニ涉リテ繁雜ヲ来シ進行遅々タルノ模様アルヲ以テ発言シテ先ツ海軍ニ関スル條項ヨリ一々決議シ行クノ便ナランコトヲ陳ヘシニ皆ナ同意シテ伊集院少将ノ草案ニ就テ討議シ」と、福島は書き記している。

福島はこの討議のあと、情報交換について発言し、日本からインドに陸軍武官を派遣して情報交換の緊密化を求めた。これに対し、ニコルソンは即答を避け、インド総督との調整問題もあり、政府において検討を要すると返答した。そして、陸軍の作戰問題については、日英陸軍代表者間で協議することが決定され、約二時間余の日英陸海軍会議が終了した。会議議事録は宇都宮少佐とオルタム中佐が起案(英文)し、日英代表によって承認されたのち、調印される運びで決着した。即ち、この会議における軍事協約書は二通のみ作成され、秘区分は機密に指定され、日英両陸海軍がそれぞれ一通ずつを保管することになった。又、英国では、この軍事協約書の閲覧区分は、首相および陸軍最高司令官ロバーツ元帥限りとされたようである。福島は、情報交換についてロンドン出発前にニコルソン中将と面会し再度、念を押して確認している。

イ 陸軍代表者会議（七月八日）

前日同様、午後三時からウインチェスター館諜報局の会議室において日英陸軍の代表者会議が開催された。出席者は、次の通りであつた。⁶⁾

（英国代表）

サーW・Gニコルソン陸軍中将（陸軍諜報局長）

（日本代表）

福島安正陸軍少将（陸軍参謀本部員）

（英国側陪席者）

E・A・オルタム陸軍中佐（参謀次長補佐官）

E・ピーチ陸軍少佐（参謀次長補佐官付）

（日本側陪席者）

宇都宮太郎陸軍少佐（公使館付陸軍武官）

会議の冒頭、福島が「戦時英国カ極東ニ派遣スベキ軍隊ノ数如何⁷⁾」と切り出したのに対し、英国側は意外な質問に接

したかのように、その回答に長時間を要し、ニコルソン中将は「英国ガ世界ニ於ケル位置形勢ヨリ説キ起シテ印度ニ於ケル英露ノ關係ニ論及シ、英国ハ単ニ極東ノ海上ヲ制シ得ルノミナラス世界ノ水面ヲ号令スルヲ得ルノ日ニ非レバ本国ノ陸兵ヲ遠ク海外ニ輸送スル事能ハザル所以ヲ詳述シ且ツ印度ノ形勢タルヤ外強隣ニ対スルト同時ニ内諸候ヲ警ル等ノ困難アルヲ以テ到底戦闘ノ始メニ於テ陸兵ヲ極東ノ戦地ニ発遣スルノ難キヲ縷陳セリ」と、福島は大山參謀総長へ報告している。そして、福島は、この日の会議が予想していた以上の収穫であつたとも書き残している。

福島は「始末報告」の最後を、次のように結んでいる。

「英国カ満州ノ作戦ニ軍隊ヲ発遣スルコト容易ノ事ニアラザルヲ知ルヲ以テ本協議書ニ記シアル外数字ニ関スル秘密ハ避テ之ヲ陳ザリシ英国ハ戦争ノ場合ニ於テハ亜富汗方面ニ対シテ有力ナル威臣ヲ為シ先ツ各方面ニ備ユル艦隊ノ力ヲ以テ防御ノ薄弱ナル仏國ノ植民地ヲ攻撃占領スルヲ第一ノ目的ト為スモノト思ハル故ニ安南東京ニ対スル作戦ニ我陸軍ノ援助ヲ希望シツツアリシハ曾テ宇都宮少佐ニ彼ノ作戰部長カ陳タル如クナリシガ極東ニ英軍幾何ヲ送り得ルヤノ論始メニ出タル為メ竟ニ一言モ安南東京援助ノ事ニ及バザリシ

運送船ノ事ニ関シテハ第二回ノ協議書ニモ記シアル如ク力ヲ尽シテ規画スベキ事を約セリ

此日竟ニ指揮權ヲ規定シ置ク問題出シモ歴史ヲ引証シテ予メ之ヲ定メ置クノ必要ナキヲ陳シニコルソン中将之ニ同意シ臨機ノ処置ニ委スルコトト為セリ

満州ノ作戦ニ要スル日英共用ノ地図並ニ韓滿及ヒ印度支那（仏領）ノ兵要手簿ヲ編纂スルハ英国ヨリ材料ヲ送り越タル上方法ヲ定メテ着手スベキモノトス此事ニ関シテハ帰朝ノ上詳細陳述スベシ」⁽⁹⁾

このようにして、二日間の日英陸海軍代表者会議が終了した。実質討議は両日併せて約五時間足らずで、二日とも午後三時に開催され、その夕刻に閉会するという慌しい会議日程であった。

締結された軍事協約書は、陸海軍共通と陸軍のみの二通から成り、福島少将が両協約書を携行して帰朝する予定であった。⁽¹⁰⁾ 海軍代表の伊集院少将は会談終了後、福島に後事を託し、ベルギーに向けてロンドンを去っている。⁽¹¹⁾

しかし、この時、インド視察命令が福島に下達されたため、福島はインドまで両軍事協約書を携行し、直筆の「竜動会議始末報告」を添えて、コロンボから参謀本部へ両協約書を発送している。記録によれば、福島は一九〇二(明治三五)年八月、コロンボにおいて海軍機関士某に、それらの機密文書を託したことになる。そして、参謀本部は同年九月、福島からの一件書類を受領している。

ロンドンでの会議を終えた福島がいつ、どこから、どのようにしてセイロン島へ到着したのか、その足取りを知る記録は何もない。ただ、福島が会議終了後、宇都宮少佐を伴ってパリへ赴き、当時の駐仏陸軍武官明石元二郎中佐と密談したという指摘もあるが、それを裏付ける史料もない。福島はインド到着後、発病し、日本への帰国が一二月末に至っている。⁽¹²⁾ 当時の雑誌『太陽』が時事評論で、次のような福島に関する記事を掲載している。⁽¹³⁾

「八月の半、少将は、小松宮殿下に随つて、帰程に止まりしが、途にして巴里より、殿下と別れ、印度に向つて、東欧、西亜の旅行をなせしに、端なく印度にてヤヤブに罹り、ウムバラ英国騎砲兵衛戍病院へ入院保養中、九月七日には、容態危篤なりしも、二〇日朝より稍軽快となり、二二日には、施術の後、経過頗る良好なりき。されど、疲労尚ほ甚しとのことなりしが、切開を受けし後、快復の期頗る有望となり、一〇月一日には、病状大に良く、熱度平穩にして、手術の局部も安全なりしが、三日より漸次回復に向ひ、五日には早や固形物を食し得、創瘻亦平穩となり、

九日には既に満足に平癒せり、されどなお不眠と食慾との欠乏の爲め、静養を彼地になせし也。

かくて久しく印度に療養中なりし少将は、病後漸く健康に復せしかば、陸軍派遣の軍医、看護婦などと共に、一月一日を以て、盆買を発し、帰朝の途に着き、一二月八日を以て、恙なく神戸に安着し、病後保養の爲め、直に舞子に赴き、朝夕青松白砂の間に逍遙して、徒然を書見に慰め、或は客と快談を試み、静かに舞子の佳景を賞しつつありしが、二四、五日頃には、既に帰京して、更に鎌倉に赴き、湘南山海の間に転地療養をなせし筈也。少将しばしば遠隔の絶域に横行し、夙に万里懸軍の志気を負へり。今は病に印度極炎の地に罹り、漸く其生命を全うすることを得たり。知命者は嚴牆の下に立たず、千金の子は堂より下らずとか。我が陸軍の爲めに、少将が自重自珍を望まざるを得ず⁽¹⁶⁾」

一方、海軍代表の伊集院少将は一九〇二(明治三五)年一月二八日午前一時五〇分、巡洋艦二隻を率いて無事、横須賀へ帰港した。⁽¹⁷⁾ 英国皇帝は同年一〇月末、福島および伊集院両將軍の勞を多として、コンパニオン・オブ・バース勲章を授与して⁽¹⁸⁾いる。

これに対して、わが国明治天皇は一九〇四(明治三七)年一月、小村外相の上奏(寺内陸相および山本海相の上申による)に基づき、日英陸海軍代表者ロンドン会議における英国代表に対し、次のような叙勲を行つて⁽¹⁹⁾いる。なお、外相上奏書の中には、軍事協商に関する文言が一字も含まれておらず、秘密保全の徹底が感知される所である。

(勲一等 瑞宝章)

サーW・G・ニコルソン陸軍中將(陸軍動員課報局長)

R. N. カスタンス海軍少将 (海軍謀報局長)

(勲三等 瑞宝章)

E. A. オルタム陸軍中佐

G. A. バラード海軍中佐

相前後するが、一九〇二(明治三五)年五月に行われた横須賀鎮守府の軍事協商予備会談における英国代表に対しても叙勲が実施されているので、次に付記しておく⁽²⁰⁾。

(勲一等 旭日章)

サーC. A. プリッジ海軍大将 (支那方面海軍基地司令官)、一九〇三(明治三六)年一月三日付。

サーC. M. マクドナルド (駐日イギリス公使)、一九〇五(明治三八)年九月二八日付。

(勲三等 旭日章)

チャーチル陸軍大佐 (駐日イギリス公使館付武官)、一九〇三(明治三六)年五月三日付。

(1) 「竜動会議始末報告」(『関係書類』)。以下、「始末報告」と略す。

(2) 「日英軍事協定ヲ含ム兩國陸海軍代表者會議報告(英文)」(『日本外交文書』第三五卷、一四四頁〜一四七頁)。この英文文書は、のちに日本海軍省で翻訳され、「訳第壹号」(一九〇二年七月七日陸軍省ウインチェスター館ニ於テ英日海陸軍代表者間ニ開カレタル戦時協同行為ニ関スル會議ノ報告)として、『関係書類』に編綴されている。

- (3、4、5) 「始末報告」(「関係書類」)。
- (6) 「日英軍事協定ニ関スル陸軍之部訳送付ノ件」(「日本外交文書」第三五卷、一四八頁)。この文書は「訳第二号」(一九〇二年七月八日陸軍省内ウインチェスター館ニ於テ英日陸軍代表者間ニ戦時陸軍ノ協同行爲ニ関シ評議ノ爲メ開タル会議ノ報告)として『日本外交文書』に整理されている。
- (7、8、9) 前掲「始末報告」。
- (10、11、12) 「英国へ派遣セシ福島伊集院両少将ニ関スル記事及び協約書御批准迄ノ手続覚書」(「関係書類」)。
- (13) 明石元二郎(一八六四〔元治元〕八、一―一九一九〔大正八〕。一〇・二六)。
 福岡(福岡藩)出身、一八八九(明治二二)年陸大卒、一九〇〇(明治三三)年中佐、一九〇一(明治三四)年フランス公使館付、一九〇二(明治三五)年ロシア公使館付、一九〇七(明治四〇)年少将・憲兵隊長、一九一二(大元)年中将・参謀次長、一九一八(大正七)年大将・台湾総督(秦郁彦編『日本陸海軍総合事典』〔東京大学出版会、一九九一年〕五頁)。
- (14) 島貫重節『戦略・日露戦争・下』(原書房、一九八〇年)四四〇頁。
- (15) 前掲「手続覚書」(「関係書類」)。
- (16) 『太陽』(博文館、一九〇三年一月号)二五頁。
- (17) 『東京朝日新聞』一九〇二(明治三五)年一月二十九日。
- (18) 同右、一九〇二(明治三五)年一〇月三〇日。
- (19) 梅溪昇編『明治期外国人叙勲史料集成・第四卷』(思文閣出版、一九九一年)一一一頁。
- (20) 同右、四八頁、八七頁、二二五頁。

(三) 軍事協商の内容

ア 陸海軍に関する軍事協約書

この軍事協約書は、既述の一九〇二(明治三五)年七月七日に開催された陸海軍合同会議において日英陸海軍代表が署名した文書二通(英文)のうちの一つである。参謀本部は福島から発送された軍事協約書二通を受領後、寺内陸軍大臣經由で、山本海軍大臣へ回付した。それぞれ、「訳第一号」⁽¹⁾および「訳第二号」⁽²⁾として、海軍省が翻訳を担当したものである。陸海軍共通の「訳第一号」の内容は、次の通りである。

「一 作戰ノ方按ハ総テ時ノ状況ニ応シテ宜シキニ処セサルヘカラサルカ故ニ普通要領ノ外ハ予定シ置キ難シ併シ何レノ場合ニ於テモ其主要ナル目的ハ

イ 敵ノ艦隊ヲ亡滅シ

ロ 敵ノ野戦軍ヲ亡滅セシムルニアラサルヘカラス

二 大体論トシテ海軍ニ最モ利益ナル方按ハ(日英)両海軍ヨリ出来得ヘキ限り強大ナル勢力ヲ迅速ニ集中シテ敵艦隊ノ主力ニ対セシメ、別働セシメ得ヘキ諸巡洋艦ヲシテ敵艦等ノ為メニ苦シメラントスル交通上ノ保護ニ任セシムルニアリトス

三 制海権ヲ確占スルニ至ル迄ハ陸軍ノ攻撃的作戰ヲ為ス能ハサルヘシ或ハ右ノ如キ作戰ヲモ為スノ必要起ルアルヘシト雖モ其作戰目標ハ状況ニ依ツテ決セラレサルヘカラス

陸軍ノ動作ニ関スル協同方按ハ更ニ会議協商ヲ経ヘキモノトス

会議ハ尚ホ左ノ諸項ニ関シテ商議セリ

一 協同信号法

此項ニ関シテハ既ニ日本海軍官憲ニ於テ支那海鎮ノ英国官憲ト交渉ノ上調査中ニ属ス

二 電信用共同暗号

延テ無線電信ニ応用ノコト

此項ニ関シテモ前項同様着手中ニ属ス

三 諜報交換

倫敦及東京ニ於ケル日英公使館付各海陸軍武官ヲ通シテ総テノ諜報ヲ自由ニ交換スヘク相互同意スル所ニシテ又兩國ノ公使館付武官ハ何レノ任地ニ於テモ同様ノ方法ニ依テ情報ヲ交換スヘク訓令セラルヘシ伊集院少将ハ尙自国政府ノ意見トシテ平時日本ノ海軍将校一名ヲ香港ニ置クコトヲ望ミ且ツ必要ナル場合ニハ各国一名ノ海軍将校ヲ互ヒニ他ノ極東ニ於ケル艦隊ニ付属セシムヘキコトヲ希望セリ

福島少将ハ日本ノ陸軍将校一名ヲ印度ニ置クコトヲ提議シ而シテ希望アレハ印度ノ陸軍将校一名ヲ日本ニ派遣セラルルコトヲ歓迎スト述フ會議ハ以上ノ提議ヲ容ル

會議ノ意見ハ尙ホ戦時各国其ノ将校(複數)ヲ他ノ海陸各統帥部ニ常置スヘキモノトス

四 戦時石炭供給ノ方法

英国政府ハ戦時日本艦隊ノ所用ニ対シ十分ナル「ウエストポート」炭ヲ供給スルコトヲ努ムヘキコトニ同意ス其所用ノ供給額ハ一ヶ月約二万噸ト予算セラル

日本政府ハ戦争開始ニ際シ自国軍艦カ「ウエルシ」炭ヲ四ヶ月間使用スルニ足ルヘキ量額ヲ準備シアルコトヲ保証シ且ツ戦時英国艦隊ノ付属船舶ニ対シ十分ナル日本炭ヲ供給スヘシ

五 運用船ノ流用

日本官憲力運送船ノ加勢ヲ要求スル場合ニハ之ニ応スル為メ同官憲ト詳細ノ方法ヲ商議スヘク支那海鎮英国海軍司令長官ヘ訓令セラルヘキコトニ同意ス

會議ハ兩國相互ニ各自ノ傭役船舶ヲ他國ノ用ニ供スルコトニ同意シ其場合ニ於テハ各其固有傭役者ニ於テ使用料ヲ支払フヘキモノトス

六 入渠及修繕ノ便宜

平時ニ於テハ入渠ノ費用並ニ艦船及兵器ノ修繕料ハ之ヲ施行シタル造船廠若クハ造兵廠ノ規則ニ從ヒ徵収スヘシト雖モ戰時ニアツテハ之ヲ勵行スルヲ要セス

七 電信交通ノ便

會議ハ戰時實際兩國共同、事ニ從フ場合ニハ日本國ノ官報ハ總テノ英國電線ニ於テ英國官報ト同條件同方法ヲ以テ取扱ハルヘキモノトス

八 海底電纜

日本ノ地理及原料ノ限度ハ該國ノ官憲ヲシテ速ニ海底電纜ヲ増設スル能ハサラシムルノ止ムヲ得サル現状ナリ、其海底電纜ノ予備ハ僅カニ対馬ヨリ南朝鮮ノ一港ヲ接続スルニ足ルノミ故ニ英國官憲ニ於テ更ニ他ノ必要ナル數ヶ所ニ敷設スルニ足ルヘキ電纜ヲ予備セラレンコトヲ望メリ

會議ハ此提案ニ對シテ考慮ヲ盡スコトニ決シカスタンズ少將ハ此事ニ関シ海軍省ニ於テ考慮スル所アルヘキ旨ヲ述ブ

陸軍ニ関スル作戰計畫ハ更ニ陸軍中將サー・ニコルソン及ビ福島少將ト会合討議スヘキコトニ決定ス

陸軍中將 W・G・ニコルソン 自署

以上の陸海軍に関する軍事協約書の内容は、二カ月前に横須賀で開催された予備会談の協議事項を踏襲して作成された協定である。協同作戦の大方針として、次の三点が確認されている。

- ① 敵海軍および地上部隊の壊滅
- ② 主力艦隊の集中配備と機動艦艇群によるシーレーン防衛
- ③ 制海権の確保とその後の地上作戦

このほかに、協同作戦における後方支援事項として八項目が規定された。この中で、海底ケーブルの敷設協力だけが新しく取り上げられている。情報交換を含む他の七項目はすべて、横須賀予備会談の内容がより具体化されて取り決められた。従って、この協約書は日英両国海軍の軍事協定に近いものである。

イ 陸軍に関する軍事協約書

すでに、福島の「竜動会議始末報告」⁽³⁾に基づいて、日英陸軍両代表の討議内容には一部触れたが、軍事協約書の署名に至るまでに両者間で、次のような応酬がみられた。⁽⁴⁾

海軍少将	伊集院 五郎	自署
海軍少将	R・N・カスターズ	同
陸軍少将	福島安正	同

(福島少将)

「日本ハ三週間ニ於テ精兵二八万ノ野戦軍ノ動員ヲ完全ニ実行スルヲ得ヘク此内ノ一部ハ尙未短時間ニ於テ動員セラルルヲ得ヘシ右ハ一部精兵ヲ以テ成ル国民軍ヲ除キタルモノナリ
英国カ戦場ニ出シ得ヘキ軍隊ノ数幾何ナルヘキヤ」

(ニコルソン中将)

「英国陸軍現今ノ組織ニ於テ急報ニ応シ海外ノ任務ニ向テ動員シ得ヘキ勢力ハ三軍団即チ約一二万人ナリ若シ過般ノ南亜非利加戦役ノ如ク長時間ニ於テ準備ヲ整フヲ得ル場合ニハ英国ハ更ニ一〇万ノ兵ヲ編制シテ戦場ニ放ツヲ得、総計二二万ト為スヲ得ヘシ此等軍隊ハ英国、植民地及印度ノ衛戍ヲ除クノ外トス
而シテ印度ニ関シテ一言セサルヘカラサルコトアリ即チ北西ノ国境ハ露国襲撃ノ衝ニ当ルノ弱点ニシテ露国ハ日ナラス該国境ニ導カルルニ線ノ鉄道ヲ使用シ得ルニ至ルヘシ印度ノ永久衛戍ハ英国兵七万五千及土人兵一五万五千ヨリ成リ、外ニ土着陸軍ノ予備兵及ビ地方ノ有志軍等ノ如キモノアリ

然レトモ右衛戍兵ノ一部ハ印度内地ノ秩序ヲ維持スル為メニ配置セラルルモノナルガ故ニ野戦軍トシテ動員ヲ行ヒ北西ノ国境ニ作戦行為ヲ取ラシムル為メ動員シ得ヘキ力ハ凡ソ九万人位ナルベシ

又暹羅又ハ緬甸ノ方面ニ於テ仏国ノ妨害行為ニ備フルノ必要モアルヘシ」

(福島少将)

「仏国ハ印度ニ支那ノ地方衛戍兵ヲ多数ノ小分遺隊トシテ配置シアリ内部ノ秩序ヲ維持スルノ要アルヲ以テ動スヲ得ズ、故ニ其等ノ地方(暹羅緬甸方面ヲ言フ)ニ於テ仏国カ作戦行為ニ用ヒ得ヘキ力ハ歩兵ニ聯隊ヲ超ヘサルヘシ

日本ハ満州ニ於テ英国軍隊ノ応援ヲ希望ス」

(ニコルソン中将)

「此応援問題ヲ討議スル前ニ於テ先ツ福島少将ヨリ滿州ニ於ケル露国兵力ニ関スル少将ノ推算及之ニ対スル日本ノ作戰計画ヲ述ヘラレンコトヲ望ム」

(福島少将)

「少将ノ考フル所ニ拠レハ動員令ヲ發シタル日ヨリ四二日以内ニ於テ露国ハ滿州ノ野ニ二万人ノ野戦軍ヲ集中シ爾後此陸軍ハ日々大ナル速度ヲ以テ増加セラルヘシ少将ハ尚露国ト極東間ノ鉄道ノ改良ヲ指摘シ滿州ニ於ケル露国兵力ノ集中ト其増加ニ対シテ便利ヲ増進セルコト著シキニ依リ此戰場ニ於テ露ノ兵力ヲ攻撃センニハ早キ時期ニ於テスルコト最モ緊要ナリ若シ為シ得ヘクンハ其攻撃ハ露国力第一ノ集中ヲ完了セサル前ニ於テスヘシ露国力滿州ニ於テ集中セントスル地点ハ左ノ如クナルヘシト知ラル

① 浦潮斯德ノ付近

② 旅順港ノ付近

③ ハルピン

年ノ季節ニ応シ①、②の地点中何レカ其一又ハ若シ出来得ヘクンハ双方ヲ我々ノ第一作戰目標ト選定スヘシ

爾後ノ作戰行為ハ時機ニ応シテ定ルヘク出征軍實際ノ上陸地点等ハ其時ニ於テ撰定セラルヘシ、滿州ニ於ケル支那人ハ我々ニ同情ヲ表シ供給及運搬ノ事ニ関シテハ大ニ軍隊ニ助力ヲ与フヘシ、旅順ヨリ『ハルピン』ノ間ニ於テハ糧食ヲ得ルコト難カラス地形道路ハ先ツ宜シ、浦潮斯德『ハルピン』間ノ地形ハ山多クシテ道惡シ

スنگアリー河ハ『アムル』ヨリ『ハルピン』迄ノ間大形川蒸気船ニテ航通スルヲ得而シテ『チチハル』及『キリン』ノ間ハ小汽船ニテ航通スルヲ得」

右ノ如ク日本ノ作戰計画ノ梗概ヲ説示シタル所ニテ福島少将ハ制海權ヲ得ルヤ否ヤ速ニ日本ノ軍隊ニ応援スヘキ為

メ少クモ英国ノ軍隊一軍団（出来得ヘクンハ尚其以上）ヲ滿州ニ送遣セラレンコトヲ要求セリ

（ニコルソン中將）

「英国皇帝陛下ノ政府ハ英国ノ野戦軍ニ使用スヘキコトニ付前以テ明カニ言約ヲ与フヘキヤハ甚タ疑ハシク加之必要ヲ予想スレハ印度ニ向ツテ強力ナル援軍ヲ送ルコトト仏國ノ海外領地ニ対シ攻撃的の行為ヲ取ラサルヘカラサル必要モアルヘク現今ノ陸軍制度ニアツテハ戦役ノ初メニ於テ英国ノ軍隊ヲ滿州ノ作戦ニ向ハシメ得ヘキ余地ナカルヘキヲ恐ル」

（福島少將）

「英国ハ露國ニ対シ印度ヨリ攻撃ヲ加フヘキ計画ナリヤ否ヤ」

（ニコルソン中將）

「是レ甚タ難問ニシテ多クハ『アフガニスタン』ノ動靜ニ挾テ決セラルヘシ若シ『アフガニスタン』ニシテ我レニ対シ中立若クハ我ニ対シ反抗センカ攻撃ノ企画アルモ延期セラルヘク假令我ト共同スルトシテモ供給及運搬ノ困難ナル為メ英軍ノ迅速ナル行進ハ出来難カルヘシ個人ノ所見トシテ露國ハ『カンダハル』ヨリモ寧ロ『カブル』ヲ以テ彼レノ目標トスルナラント予想ス『カブル』ハ統テ印度ノ陸軍組織ノ中心ニ向テ最モ適當ナル策源地ナリ

英国側ノ作戦計画ハ第一ニ『カブル』及『カンダハル』ヲ占領シ而シテ我兵力ヲ此ニケ所ニ集メ交通ノ便ヲ開キタル後露國ノ野戦軍ニ向ツテ進マントスルニアルヘシ

統テ露國ハ多分印度ノ北西國境ニ向ツテハ単ニ示威運動ニ止メ彼レノ主力ヲ滿州ノ作戦ニ注クナラントノ説アリシモ遂ニ露ノ陸軍力ハ能ク兩戦地ニ大兵力ヲ出タスニ足ルモノト言フコトニ一致セリ」

（福島少將）

「英国ハ仏領印度ニ支那ヲ以テ戰略上ノ要点ト認メ居ラルルヤ」

(ニコルソン中将)

「英日ノ艦隊カ制海權ヲ得ルニ至レハ印度ニ支那ニ於ケル仏國ノ地位ハ戰役ノ決定ニ大ナル影響ナシト思考ス然レトモ其海軍策源地ヲ破壊センコトハ望ム所ナリ

福島少將ノ思考スル所ニテハ滿州作戰ノ運搬ニ地方ノ支那荷車及人足ヲ使用スルコトハ第二線ニ向テ最モ適當ノモノナリ」

「以上ノ會議ニ基キ左ノ如ク決定ス

一 両同盟國共同シテ露仏ニ對シ戰爭ヲ為スニ當リ日本陸軍ノ取り能フヘキ最モ有効ナル行為ハ福島少將ノ説示シタル計画ノ梗概ニ從ヒ滿州ニ於ケル露國ノ兵力ニ向ツテ攻撃的戰鬪ヲ為スニアルコト

二 滿州ニ於ケル陸上ノ作戰ハ制海權ヲ得ルヤ否ヤ成ルヘク早ク開始スルコト緊要ナリ而シテ若シ為シ得ヘクンハ露國野戰軍ノ第一集中ヲ完了セサル前ニ於テスルコト

三 此理由アルヲ以テ會議第一日ニ於テ協議セラレタル方法ニ依リ英國ガ日本ニ補助スヘキ海上運輸ノコトニ関シテハ十分ニ計畫スヘキコト

四 滿州ニ於テ英日ノ兵力連合作戰ノ提議ハ茲ニ之ヲ記録ス然レトモ英國野戰軍ヲ滿州ニ派遣スルコトハ狀況ニ從ハサルヘカラスシテ今此項ニ関シ明確ナル言約ヲ与フル能ハサルコト

五 英日ノ軍隊、連合作戰ニ從事スル場合ニ於ケル司令權問題ハ其時ニ臨ミ談合ノ上決定スヘキコト

六 滿州ノ陸軍地圖調整ニ関シテハ協議ノ上双方梯尺ヲ等クシ日英兩國將校ノ用ニ供シ、又一ノ共用參謀地圖ヲ調製シ双方ノ字ヲ以テ地名ヲ記入スルコト

七 朝鮮、満州及印度支那ニ関スル和文及英文ノ兵要手簿ヲ調製スルコト
八 両国ノ陸軍代表者ノ會議ヲ定時ニ開クコトヲ希望スルコト

陸軍中将 W. G. ニコルソン (手署)

陸軍少将 福島安正 (手署)

軍事協約書に署名した日本陸軍代表・福島少将は「此日ノ協議ハ実ニ胸襟ヲ開キ思ヒシヨリモ軍事上ノ秘密ヲ語リシモノト覚タリ且ツ會議ハ最も円滑ト好意トヲ以テ終レリ」と、大山参謀総長に報告している。しかし、この協約書は福島の出発に際し、実質的に大山が付与した訓令の主旨を、十分に満足させるものではなかった。この点については、次項で詳述することにし、ここでは陸軍に関する軍事協約書の要点を各項毎に整理しておきたい。

(ア) 第一項 (日本陸軍の作戦方針)

日英両国がロシアおよびフランスに対して宣戦布告する場合、日本陸軍は、満州におけるロシア陸軍を攻撃するものとする。その際の攻撃目標は、福島が代表者會議において示したウラジオおよび旅順付近の一カ所、若しくは可能な限り両地点同時とし、その後の作戦推移 (changes in the operation) と上陸適地 (landing site) は状況によって決定することが規定された。

(イ) 第二項 (攻撃開始時期)

満州における地上作戦の開始時期は、制海権の確保直後とし、ロシア陸軍主力部隊の集結 (assembly) 完了前に初弾 (first shot) を浴びせることが決定された。

(ウ) 第三項 (船舶支援)

前項の目的達成のため、イギリスが日本へ提供する輸送船団については要検討事項とする。その方法は、支那方面英国艦隊司令長官に訓令し、日本軍事当局者と協議されることになった。

(エ) 第四項（地上部隊の増援）

満州の日本陸軍に対するイギリス地上部隊の増援（reinforcement）は、状況によるものとし、明確な約定は回避された。福島がニコルソンに対し、一コ軍団以上の増援を求めたが、ニコルソンはインドおよび仏領インドシナ方面における戦線維持を理由に漠然たる返答で、その場を濁したのである。

(オ) 第五項（指揮権）

日英陸軍連合作戦における統裁権は、作戦時の状況に基づいて決定される。この問題は既述の通り、福島が戦史に基づいて予め決定する必要性のないことを指摘し、ニコルソンが同意したものである。

(カ) 第六項（作戦地誌）

満州における作戦図は、日英両国陸軍將校用として和・英文で作成されることが規定され、イギリス側からの地誌資料の提供後に検討される。

(キ) 第七項（兵站地誌）

朝鮮、満州および仏領インド支那に関する兵站網要の作成（和・英文）が決定された。

(ク) 第八項（代表者会議）

日英陸軍代表者会議は、双方の希望によって定期的開催されることが定められた。

以上の八項目から成る陸軍の軍事協約書が締結された訳である。その中で、第三項の船舶支援がその後の課題として残され、取り分け第四項の英陸軍増援問題は、わが国参謀本部首脳部の期待を裏切る結果に終わったようである。

(1) 「一九〇二年七月七日陸軍省ウインチェスター館ニ於テ英日海陸軍代表者間ニ開カレタル戦時協同行為ニ関スル會議ノ報告」(「關係書類」)。

(2) 「一九〇二年七月八日陸軍省内ウインチェスター館ニ於テ英日陸軍代表者間ニ戦時陸軍ノ協同行為ニ関シ評議ノ為メ開タル會議ノ報告」(「日本外交文書」第三五卷、一四八頁)。

(3) 一九〇二(明治三五)年七月二一日付、福島少将から大山参謀総長宛「始末報告」(「關係書類」)。

(4) 「訳第二号」(「日本外交文書」第三五卷、一四八頁)。

(5) 前掲「始末報告」。

(6) 軍団 (corps) は日本陸軍の編成になく通常、二〜三コ師団から成る戦闘單位である。

(7) ドイツ軍の兵站勤務令に基づいて作成された後方支援摘要書と考えられる。

二 軍事協定の意義

(一) 協約書の裁可

参謀本部は一九〇二(明治三五)年九月、日英軍事協約書二通を受領したが、福島少将の帰朝が大幅に遅れたことと、福島が帰国後も療養生活を余儀なくされたことから、両協約書の裁可までに約五カ月の日数を費やした。

一方、マクドナルド駐日英国公使からわが国外務大臣への通報によれば、英国皇帝は一九〇三(明治三六)年一月一日、両軍事協約書を批准し、軍事協約書が発効した。⁽¹⁾ 又、駐日英国公使館付陸軍武官は参謀本部に対して情報交換の要請を、頻繁に働きかけていた。⁽²⁾

大山参謀総長は、出来るだけ早く協約書の允可を経て、各国公使館付武官に対する情報交換指示の発令に腐心してい

た。そして、参謀総長は裁可を受けるため、参謀総長および海軍軍令部長を加えた閣議を開催し、その結果を奏上するよう陸軍大臣に求めた。⁽³⁾ それに対し、寺内陸相は一九〇三（明治三六）年一月二二日、軍事協約書第一号及び第二号に、次のような付箋を添えて、陸相秘書官から田村参謀次長へ回付した。

「昨年七月於英国龍動福島少将ト彼国当局者トノ間ニ成立致シタ軍事協約書総理大臣へ報告シ承認シ居ニ就テハ陸軍作戦上ノ調査及情報ノ交換等於貴本部分々取計相成度此段及通牒候也」⁽⁴⁾

軍事協約書の批准を巡る陸相と参謀総長との意見対立の原因は不明であるが、協約書の内容が寺内にとつて納得の行くものではなかったのかも知れない。田村参謀次長からの報告を受けた大山は、陸相意見に反駁し、その撤回を要求した。軍事協約書二通は日英両国主権者の批准後、それを相互に通知して、初めて発効するという性格の公式文書であり、総理大臣の所管事項ではないとする参謀総長の主張がこの場合、妥当であろう。そして又、大山は批准前の軍事当局、つまり参謀本部の意見を聴取することが必要であると指摘して、寺内による手続上の見解を不穩当である⁽⁵⁾とまで決め付けている。

桂首相は一九〇三（明治三六）年一月二九日、田村参謀次長を総理官邸に招き、「本日、総長閣下ヲ招クモ恐レ多ケレハ足下ニ足勞ヲ煩ハシタル次第ナリ是迄協約書ノ取扱ニ付手続上種々ノ間違ヒアリ総テ之ヲ取消シ更ニ総理大臣ヨリ該協約書ニ付参謀総長ノ意見ヲ徴シ度ニ付此事ヲ総長ニ伝ヘラレ速ニ復答アリタキ」⁽⁶⁾と述べた。桂自らが参謀総長と陸軍大臣の確執に仲介の勞をとつたようである。

大山参謀総長は二月四日、「該協約書ニ依ルトキハ極東ニ於ケル陸戦ハ我日本帝国ノ陸軍ノミヲ以テ担保スヘキヲ明

記セリ然ルトキハ我陸軍ノ負担甚タ重ク到底現今ノ如キ内容不充実ナル陸軍ヲ以テ其責ヲ担ウコト甚ダ難ク為メニ其内容ヲ充実シ且ツ之ヲ拡張セザル可カラス」という主旨の意見書を、総理大臣に宛てるとともに、陸軍大臣にも通報して⁽⁸⁾いる。

大山は翌二月五日、閣下に伏奏し、総理大臣への意見書が上間に達した⁽⁹⁾。陸軍大臣は二月一七日、参謀総長に次のような通牒を宛てている。

「昨年七月於英國龍動福島少将ト彼国陸軍当局者トノ間ニ成立致候軍事協定書総理大臣ヨリ上奏シ御裁可相成候ニ就テハ陸軍作戦上ノ調査及情報ノ交換等於貴本部分々取計相成度此段及移牒候也」⁽¹⁰⁾

以上のような紆余曲折を経て、日英陸海軍の軍事協約書が発効の運びとなった。日本陸海軍の歴史において、軍事協商などを管轄する責任当局が軍政系統か、軍令部筋かで常に論議を呼ぶところであつた。⁽¹¹⁾この場合も、軍事協商に関する両者間の認識のずれが裁可を遅延させた大きな原因の一つになったものと考えられる。参謀本部は飽くまでも軍事協商の執行機関として、日露開戦を睨みつつ、日英軍事関係の強化を重く受け止めていたのである。

(1) 「英国へ派遣セシ福島伊集院両少将ニ関スル記事及協約書御批准迄ノ手續覚書」〔関係書類〕。以下、「批准迄ノ手續覚書」と略す。

(2、3) 同右。

(4) 「陸軍省送丙第八号 軍事機密乙第一号ノ一」

一九〇三（明治三六）年一月二日付、寺内陸相から大山参謀総長宛（批准迄ノ手続覚書）。

(5)、6、7) 前掲「批准迄ノ手続覚書」。

(8) 総理大臣への回答發送番号は「庶樞第六七号ノ一」、陸軍大臣への移牒發送番号は「庶樞第六七号ノ二」（批准迄ノ手続覚書）。

(9) 前掲「批准迄ノ手続覚書」。

(10) 「陸軍省送丙第一六号 軍事機密乙第一号ノ一」（批准迄ノ手続覚書）。

(11) 防衛研修所戦史室編『戦史叢書・大本営海軍部・聯合艦隊』（一）（朝雲新聞社、一九七五年）六三頁。

(二) 参謀総長の意見

桂総理大臣は一九〇三（明治三六）年一月二九日、田村参謀次長を介して日英軍事協商に関する参謀総長の意見を求め、⁽¹⁾ それに対する意見の要旨については、すでに触れた通りである。大山は桂の求めに即応して翌月四日、総理に意見書を提出した。「総理大臣ヨリ意見ノ徵求ニ応シ回答シタル控」⁽²⁾ が「関係書類」の中に残されている。ここでは、参謀本部における日英軍事協商後の対露戦略構想を検討する。

先に参謀本部が作成した「日英連合大作戦方針」とこの参謀総長の「意見書」は、共に田村参謀次長の起案によるものと思われる。この両機密文書こそが、当時の日本陸軍中樞部において構想されていた対露戦略の骨子にはかならない。前者では「我両国ノ陸海軍戦力ニテ敵軍ヲ压迫シ以テ目的ヲ達センコト実ニ万全ノ策ナリトス」⁽³⁾ として、極東における日英陸海軍の協同作戦が想定されていたのに反し、後者では「極東ノ平和ヲ維持スルニハ陸軍ノ責任最モ重ク而シテ英⁽⁴⁾ 国陸兵ヲ送り得サルニ於テハ我国ノ陸軍独リ其重任ヲ負担セサル可ラサルナリ」として、日本陸軍の単独作戦が決心さ

れている。ロンドン会議の結果が、日本陸軍首脳部に与えた影響は少なくなかったものと考えられる。

そこで、参謀総長の「意見書」を、もう少し詳細にみておく必要がある。その項目は、次のように区分することが出来る。

①日英同盟の主旨

②日英陸海軍兵力組成の比較

③ロシア陸軍の侵攻可能行動

④日本陸軍の戦闘準備態勢

⑤ロシア陸軍の漸増

⑥日本陸軍拡張の必要性

更に、この六項目を要約すれば、左記の三点に絞られる。

①日英陸海軍は、相互にそれぞれの欠陥を補完し合って強力な戦闘集団を形成する。

②日本陸軍は、単独でロシア陸軍の地上侵攻に対抗する。

③増強ロシア極東地上軍に対する日本陸軍の軍備拡大が先決である。

結局、大山は英国陸軍の極東増派が期待できないため、陸軍の充実が不可欠であるという点を、「意見書」の中で強調したのである。しかし、この「意見書」によって陸軍が増強されることはなかった。大山は同年五月一二日、再び軍備拡充の意見書を上奏しているからである。⁽⁵⁾

(1)「批准迄ノ手續覚書」(「関係書類」)。

- (2) 一九〇三(明治三六)年一月付、大山参謀総長から桂首相宛(「関係書類」・「参考」・「史料三」参照)。
 (3) 一九〇二(明治三五)年五月付、田村参謀次長起案による「日英連合軍大戦方針」(「関係書類」)。
 (4) 前掲、大山参謀総長から桂首相宛。
 (5) 谷寿夫「機密日露戦史」(原書房、一九六六年)九五頁。

(三) 軍事協商の意味

日本陸軍首脳部がロンドンでの日英陸海軍代表者会議に臨む福島少将へ与えた指示⁽¹⁾は、日本陸軍に対する英国輸送船団および地上部隊の増援に関する英国側の具体的な約束を取り付けることであつた。しかし、英国陸軍省作戦局長兼情報局長ニコルソン中将との間で締結された陸軍に関する軍事協約書⁽²⁾は、上記二点について明確な言質を与えていない。同協約書第三項(船舶支援)および第四項(地上部隊の増援)の文言は極めて曖昧模糊とした表現になつてゐる。寺内陸相が協約書裁可の手續きにおいて上奏の必要を認識しなかつたのも、その内容の漠然性にあつたからかも知れない。参謀本部がこの会談前に描いていた極東における日英連合軍大戦⁽³⁾の展開も、こと陸軍に関しては空転に終わった訳である。その意味において、陸軍に関する軍事協約書が、参謀本部の日英陸海軍代表者会議に寄せた期待を、大きく裏切つたことは確かである。

まず、兵員輸送支援については、横須賀の予備会談においてブリッジ提督が寺内陸相の要望に答えて述べたように⁽⁴⁾、極東方面水域に來航する英国商船隊を、適時に把握することは困難であり、予め軍への用船任務を付与することには無理があつたに違いない。そして、ブリッジ提督は飽くまでも相互協調の原則で実行したいと指摘している。従つて、船舶支援は、協力の範囲を出ないことが規定されたということである。

次に、日本陸軍にとって最大の関心事であった地上部隊の増援問題であるが、福島は会談において一コ軍団以上の満州派兵を、ニコルソン中将に迫っている。福島は当時、参謀本部第二部長の要職にあり、英国およびその植民地に関する情報担当主任幕僚であった。⁽⁶⁾従って、英国陸軍が、一八九九（明治三二）年一〇月から一九〇二（明治三五）年五月までの二年七カ月におよぶボーア戦争⁽⁷⁾において多大の人的損害と莫大な戦費支出を余儀なくされた詳細な報告を、福島は知悉する立場にあった。一九〇二（明治三五）年五月三十一日、プレトリアにおいて講和条約が調印され、ボーア戦争は終結をみるが、ロンドンでの日英陸海軍代表者会議は、正にその戦争の終熄直後に開催された訳である。福島は要求を受け入れるだけの体力も準備も、英国陸軍にはなかったとみるべきであろう。日英同盟の締結に向けて奔走中の林駐英特命全権公使は一九〇一（明治三四）年一二月の時点で、小村外相に対し、次のような情勢見積りを宛てている。

「英国ハ世界ノ各地ニ領土ヲ有シ利害ノ関係相関連スルコト重大ナル丈ニ容易ニ他国ト戦ヲ開クコトナカルヘク少クトモ南亞戦争ノ為メ多数ノ生命ト多額ノ資金ヲ費シタルコトナレハ今後暫クハ他国ノ方面ニ於ケル戦争ハ可成之ヲ避クルコトヲ務ムヘシト存候」⁽⁹⁾

イギリス陸軍には、トランスヴァール (Trans vaal) から一転して僻遠の極東へ地上部隊を派兵する計画はなく、まして、極東ロシア軍との交戦は、あらゆる見積りにもなかったものと考えられる。インド防衛線の確保がイギリス陸軍にとって焦眉の課題⁽¹⁰⁾であった。福島自身は、交渉の当初から英国側の満州における陸軍増援を期待しておらず、与えられた訓令に基づいて日本側の要望を提示しただけに過ぎなかった。何故なら、福島はニコルソンの返答に対して、地上部隊の支援要請を、重ねて求めていないからである。これによって、日本陸軍の対ロシア単独決戦が確定した訳である。

その意味では、軍事協約書第四項が具体的な対ロシア作戦計画の策定を推進させたとも言えよう。⁽¹⁾

日本陸軍にとって今一つの大きな問題は情報の交換であった。これについては会談初日の日英陸海軍合同会議において、横須賀予備会議の協議内容が⁽¹²⁾両国陸海軍の共通問題として具体化された。東京およびロンドン駐在公使館付陸海軍武官は自由相互に情報交換を行うこと、両国海軍連絡将校の各艦隊付、両国陸軍連絡将校のインドと日本間の交換派遣、更に戦時における陸海軍従軍武官の各司令部配属などが決定されている。この規定によって、日本陸軍は、ロンドン駐在陸軍武官を経由する対露戦略情報の入手とインド方面におけるロシア陸軍の動静の把握が容易になった。それが対露開戦必至の情勢の中で、参謀本部の情報収集活動に弾みをつけたことは間違いない所である。

最後に、この日英軍事協商が英国の直接的な対日軍事支援を確約するものではなかったにせよ、イギリス軍事当局の間接的な後方支援を取り付けたことは、日本陸海軍にとって図り知れない収穫であった。又、英国地上部隊によるインド方面での対ロシア牽制が参謀本部の本格的な対露攻勢作戦の立案過程に与えた影響も少なくなかったものと思われる。その意味において、日英軍事協商が日本陸軍にとって、対露決戦に踏み切る最大のバックボーンになったことだけは確かである。日英軍事協商成立から丁度一年後、日本陸海軍はロシアと戦端を開いたのである。

(1) 「訓令」一九〇二(明治三五)年五月二二日付、寺内陸相から福島少将宛(「関係書類」)。

(2) 「訳第二号」一九〇二(明治三五)年七月八日、福島少将とニコルソン中将との間で締結された八項目協定(『日本外交文書』第三五卷、一四八頁)。

(3) 一九〇二(明治三五)年五月、田村参謀次長起案「日英連合軍大作戦」(「関係書類」)。

(4) 一九〇二(明治三五)年五月一日、横須賀鎮守府における予備会談記録「第一号会談記事」(「関係書類」)。

(5) 一九〇二(明治三五)年七月八日の日英陸軍代表者会議。

- (6) 『参謀本部歴史草案』明治三二年（防衛研修所戦史部所蔵）。
- (7) 南アフリカ戦争（Boer War [1899～1902]）。
- (8) 一八九九（明治三二）年一〇月一七日、公第七九号「英杜戦争状況報告雜件」（外務省外交史料館所蔵）。
- (9) 「英政府ノ日英同盟協約案並之ニ対スル意見上申ノ件」（『日本外交文書』第三四卷、四五頁）。
- (10) 同右。「英特第一〇号」一九〇三（明治三六）年二月二四日付、英国公使館付陸軍武官宇都宮中佐から田村参謀次長宛（「関係書類」）。
- (11) 谷寿夫『機密日露戦史』（原書房、一九六六年）九三頁。
- (12) 前掲「第一号会談記事」。
- (13) 「訳第一号」（「関係書類」）。